

論 説

貨幣貸付資本と超過利潤(II)

杉 野 圀 明

目次

まえがき

第一節 貸付利率と預金利率

第二節 貨幣貸付条件と超過利潤

- (1) 貨幣貸付高
- (2) 貨幣貸付期間
- (3) 貸付利率
- (4) 担保の設定

第三節 外部資金と超過利潤

- (1) 外部資金に関する予備的考察
- (2) 外部資金の獲得方法
- (3) 預金期間
- (4) 預金利率

第四節 諸経費削減と超過利潤

あとがき

まえがき

拙稿「貨幣貸付資本と擬制価値」(『立命館経済学』, 第67巻, 第1号, 2018年)では, 貨幣貸付資本について, 以下のような検討をしてきた。

まず, 経済学の理論体系における貨幣貸付資本の位置を明らかにし, それから「貨幣資本」「貨幣取引資本」「利子生み資本」「貸付資本」「銀行資本」などという類似した経済的諸範疇との概念を比較しながら, 「貨幣貸付資本」という経済的範疇の概念をいっそう明確にした。さらに貨幣貸付資本を理論的に構成している諸範疇, すなわち「貨幣」「利子」「利率」といった経済学の基本的範疇の概念について検討を行った。とくに, この論文では, 「利子」という概念を, 「貨幣の期限付き排他的使用権という商品(擬制価値)の価格」と規定した点に学術的意義がある。

続いて, 「貨幣貸付資本と超過利潤(I)」(『立命館経済学』(第67巻, 第2号, 2018年))においては, 貨幣貸付資本の基本的な蓄積方式について検討し, さらに貨幣貸付資本が超過利潤を取得する(可能性がある)諸条件を明らかにしてきた。だが, それはあくまでも, 抽象的であり, かつ仮想

的算式による超過利潤の取得条件について整理したものであって、そこでの経済的諸関係、とりわけ諸資本や諸階級との競争関係をふまえて具体的に論理を展開したものではなかった。

そこで、本稿では、社会的再生産過程と関連させながら、貨幣貸付資本（自己資本）が超過利潤を取得する運動とその経済的諸関係について検討することにした。

第一節 貸付利率と預金利率

貨幣貸付資本が超過利潤を求めて運動する過程で取り結ぶ経済的諸関係について考察する前に、その前提となる貨幣貸付資本の一般的な蓄積運動について、これまで検討してきたことを整理しておこう。

貨幣貸付資本家は、貨幣を機能資本家や一般的消費者に貸し、ある期間後に、一定の利子を付加した元利を回収するという運動を通じて、平均利潤を取得する。ちなみに、ここで、「機能資本」と言うのは、物質的財貨（サービスを含む）の社会的再生産過程の中で、利潤目当ての運動を現実に展開している資本のことであり、具体的には製造業をはじめ、農林水産業、商業、サービス業における資本のことである。

もう少し説明しておこう。貨幣貸付資本の運動を、「資本一般」という論理的枠組みの中で展開する場合には、社会的な一般的利潤率（体制的・生産利潤率¹⁾にもとづいて、機能資本家は年々に平均利潤を取得するという運動を措定している。したがって、貨幣貸付資本家から貨幣を借入した機能資本家は、資本増殖活動の結果として取得した利潤の中から、平均的な、あるいは中位の利率に基づいて、貨幣貸付資本家へ利子を支払う。

なお、「利子」という概念を、本稿では、「貨幣の期限付き排他的使用権という商品（擬制価値）の価格²⁾」と規定する。この規定は、マルクスの「利子は利子生み資本の価格³⁾」という概念規定を批判しながら規定したものである。

さて、超過利潤という以上は、社会的な一般利潤率（平均利潤率）が存在していることが前提となる。問題となるのは、その一般的利潤率と貸付利率との関連、とりわけ論理次元の差異である。

マルクスは、一般的利潤率と利率との関連について、次のように述べている。以下に引用する二つの文章がそれである。

「利率が利潤率によって規定されているかぎりでは、それはつねに一般的利潤率によって規定されているのであって……。それだから、一般的利潤率は事実上平均利率において与えられた事実として再現するのである⁴⁾」

「中位の利率は、どの国でも、いくらか長い期間については、不変な大きさとして現れる。……一般的利潤率の相対的な不変性がちょうどこの中位の利率（中位の、あるいは普通の利率）の多少とも不変な性格に現れるのである。

しかし、絶えず動揺する利子の市場率（Marktrate des Zinses）について言えば、……各瞬間に固定された大きさとして与えられている。……これに反して、一般的利潤率はいつでもただ傾向として、いろいろな特殊な利潤率の均等化の運動として、存在するだけである⁵⁾」

前記の二つの文章では、一般利潤率、平均利率、中位の利率、市場利率といった諸範疇の相互関連性をマルクスは明らかにしている。すなわち、貨幣貸付資本による貸付利率は、現実的には市場利率として現れるが、「資本一般」という論理的枠組みの中では、平均利率(あるいは中位の利率)として論理展開され、しかも、それは一般利潤率(体制的生産利潤率)によって規制されるということである。

換言すれば、「資本一般」という論理的枠組みのもとでは、貨幣貸付資本による貸付利率は、市場における貨幣の一般的な、あるいは抽象的な需給関係によって論ずるのではなく、生産的資本(利潤を生む資本)の社会的・平均的利潤率、すなわち一般利潤率との関連を根底において論理展開しなければならないということである。つまり、貸付利率は、貨幣貸付資本と生産的資本との貨幣貸借関係を基礎とし、次に、それとの関連で、商業資本や興行資本との関係、さらには消費者需要との関係をふまえて論理展開されるべきである。しかも、そこでは、市場利率を形成する経済的諸関係が、まさに、それぞれが「平均的な」あるいは「中位の」という基準をたもちながら、重層的な構造として展開されることになる。マルクスの二つの文章は、以上のことを示唆していると言えよう。

ここで明らかにしたことは、「資本一般」という論理枠の中では、貨幣貸付資本と機能資本との経済関係を基底として、平均的貸付利率が形成されるということ、そして、このことが論理展開の中心となるということである。

したがって、貨幣貸付資本家が保有する、あるいは所有する貨幣貸付可能量、機能資本家への貸付金額、貸付期間、担保設定の有無、さらには機能資本家による借入金の返済形態などの諸要因については、「資本一般」という論理的枠組みの中では、さしあたり、考察の対象外として捨象されることになる。

しかしながら、本稿では、「資本一般」という平均的な資本蓄積運動を論理展開の基礎としながらも、なお、貨幣貸付資本が、資本としての貨幣の貸付を通じて、超過利潤を取得するために競争するという論理、つまり競争論的視点を導入する。そのため、市場利率は貨幣需要者と貨幣貸付資本との間における需給関係によって決定されるという抽象的な把握だけにとどまらず、資本一般では、「対象外」とされた貸付諸条件と関連させながら、貨幣貸付資本と機能資本(貨幣需要者の代表的存在)との経済関係を、とりわけ本稿が問題としている貨幣貸付資本の蓄積運動による超過利潤の取得条件を論理的に展開しなければならない。

なお、その際でも、貨幣貸付資本と借受者との貨幣需給関係として一般的に論ずるのではなく、まさに、貨幣貸付資本と生産的資本との貨幣貸借関係を基底として論ずる必要がある。

この点について、もう少し述べると、貨幣貸付資本と生産的資本との貸借関係を競争論的に検討していく場合はもとより、貨幣をめぐる需給関係においても、比較的安定的な市場利率としての平均利率(中位の利率)の背後にあるのは、一般利潤率である。しかしながら、その需給関係をめぐる経済的諸関係の変化を反映して具体的な現象として現れるのは、まさに市場利率である。これは、市場利率が貨幣需給市場における経済的諸関係を反映したものとして現れるからである。

だが、貨幣貸付資本が「利潤」を取得する運動について明らかにする場合には、貸付利率だけでなく、預金利率についても検討しなければならない。

念のために記しておくが、マルクスが問題にしている市場利子率というのは、貸付利子率のことであり、預金利子率を含んでいるかどうか明確ではない。『資本論』では、マルクスは、この預金利子率について、特に言及していない。しかし、貸付利子率とこの預金利子率との格差、つまり「利鞘」を問題にしなければ、貨幣貸付資本は「利子」を取得するだけで、「利潤」を取得できない。貨幣貸付資本が利子形態で利潤を取得できるのは、既に明らかにしておいたように、貸付利子率と預金利子率の格差、つまり「利鞘」によるものだからである。したがって、貨幣貸付資本が超過利潤を求めて運動する際の「利子率」は、これを貸付利子率だけに限定するのではなく、預金利子率についても、それをめぐる競争的経済諸関係について究明しなければならない。

ここで繰り返し述べるが、一般的利子率が設定されている「資本一般」では、超過利潤ではなく、貨幣貸付資本も平均利潤を取得するということが論理的に設定されており、貸付可能貨幣量、自己資本量、貸付金額、貸付期間、担保の設定などについても、そうした諸条件のもとで設定されることになる。

だが、競争論的展開では、市場利子率の変動、その結果として可能となる貨幣貸付資本による超過利潤の取得可能性について論ずる場合には、貸付利子率だけでなく、すでに述べたように、預金利子率、貨幣貸付資本における自己資本率、さらには貸付資金の貸付率や貸付金の返還率（還流率）などの経済的諸関係を反映した諸条件についても論じなければならない。なお、その場合には、貨幣貸付資本の貸付準備貨幣量（外部資金を含む）が充分なことを前提とし、貨幣需要家の構造（業種や階級関係）を踏まえながら論じなければならない。そして、貨幣貸付資本の運動をめぐる経済的諸関係の論理展開の中で、最後に残るのは、自己資本としての貨幣貸付資本が利子形態で受け取る「利潤」であり、また、貨幣貸付資本にとっては、その実現利潤率と一般利潤率との関連で「超過利潤」について検討することが可能となるのである。

以上、体制的生産利潤率である一般利潤率、それから貸付利子率と預金利子率との関連性を明らかにし、貨幣貸付資本が取得する平均利潤率（実現利潤率）および競争論的枠組みのもとで、貨幣貸付資本が超過利潤を取得していく運動とその経済的諸関係を論理的に明らかにするために必要な前提条件について述べてきた。以下では、その経済的諸関係の具体的な展開について論及していくことにする。

第二節 貨幣貸付条件と超過利潤

既に、拙稿「貨幣貸付資本と超過利潤(I)」(『立命館経済学』、第67巻、第2号、2018年)で明らかにしておいたように、貨幣貸付資本が超過利潤を取得する方法の一つは、貸付諸条件を「有利に」設定することであった。その具体的内容としては、第一に、貨幣貸付高を大きくすることである。第二に、貸付利子率を平均的なそれよりも高くすること、より正確には、預金利子率と貸付利子率の差（利鞘）をいっそう大きくすることであった。以下では、そうした貨幣貸付資本の蓄積運動、超過利潤を求める運動と、それに対応する経済的諸関係について検討していくことにしよう。

(1) 貨幣貸付高

ここでは、一定の貸付利率のもとで、貨幣貸付資本が生産的資本をはじめとする貨幣需要家に対して、どれほどの金額を貸し付けることが可能であるか、つまり、個別需要家に対する貨幣貸付可能高について検討する。その場合には、貨幣貸付資本は、それ相応の資本量を準備しているものとする。ちなみに貨幣貸付資本が貨幣需要家などに対して貸付可能な資本総量は、貨幣貸付資本が所有する貸付資金量(自己資本と預金)、それに加えて外部から調達した資金(預金者をはじめ他の金融機関、政府資金、外国資金なども含む)の大きさによって規定される。

この貸付可能資金量に係わる貨幣貸付資本の経済関係、すなわち自己資本と外部資金(預金)の確保は、いわば貨幣貸付資本にとっては、それ自体としては資本蓄積運動の前段となる過程である。この外部資金(預金)の獲得に関する諸問題については、次節で述べることにして、ここでは、貸付に必要な資金が十分にあるということを前提として、貨幣貸付資本が超過利潤を取得する基本的な条件である貨幣貸付高に関連する経済的諸関係について検討する。

既にもてきたように、この貨幣貸付高の大きさが、貨幣貸付資本としての自己資本の蓄積力(利潤を取得する力)を規定する。もっとも、本稿では、貨幣貸付需要家に対して、貸付資金可能量を超過の貸付は想定していない。つまり貨幣貸付資本による「信用創造」の問題は捨象し、貸付準備金の貸付率を100%と措定している。もとより、社会的経済状況のもとでは、貸付率が100%以下での貸付がありうることも念頭においているが、ここでは検討の対象外とする。

本題に入ろう。貨幣貸付資本による貨幣貸付高は、個別需要家の貨幣を貸借しようとする金額の合計として現れる。そこでの問題もまた、個別的な需要家に対する貸付高の問題を総括したものと現れる。以下では、そうした個別需要家に対する貨幣貸付高にかかわる経済的諸問題について検討していくことにする。

貨幣貸付資本による需要家に対する個別的な貸付金額は、これを一般的、抽象的に言えば、需要家の借入希望金額とその返済能力に相応する。だが、それだけでは、貨幣貸付資本と需要家との競争的経済関係、さらには貨幣貸付資本が超過利潤を取得するメカニズムを明らかにすることはできない。そこで、需要家の経済的性格、別の意味では階級的な性格との関連で規定された具体的な需要家(生産的資本、商業資本、興行資本、労働者階級)との経済関係を、「貸付高(金額)」という貸付条件という量的視点から具体的に検討していくことにする。

① 生産的資本への貸付金額。

まず最初に、利率の変動を規定するのが生産的資本の一般的利潤率であるという点をふまえて、貨幣貸付資本の生産的資本に対する個別的な貸付金額から検討していこう。

貨幣貸付資本と生産的資本との貨幣貸付関係は、生産的資本からの貨幣需要から始まることになる。なぜなら、貨幣貸付資本は資本としての貨幣を貸し付けるという準備をしても、貸付対象となる需要家がなくは、その貨幣を貸し付けることはできないからである。

ところで、生産的資本にとって、「借入金」の必要性が生じるのは、購入ないし支払い資金の不足により、その蓄積運動が支障をきたすような場合である。個別資本としてみれば、事業の拡張や経営不振、あるいは一時的な支払い資金の不足といった経営状況によって借入貨幣が必要となる場合がある。しかも、その場合には、好況・不況という景気循環の及ぼす影響が大きい。

資本制生産様式のもとでは、生産と流通の分断、とりわけ生産された商品価値の実現は、生産

と流通の分断をはじめ、不確実的要素が多く、売上金の未回収、支払金の不足、資材購入資金の不足などといった事態が不断に生じうる。いかに健全な資金繰りをおこなっている生産的資本であっても、時と場合によっては、その運動に一時的な支障をきたし、貨幣貸付資本からの借入が必要となることがある。なお、民間信用である手形流通、それから内部留保金およびその運用に関する問題については捨象する。

ここで、振り出しに戻ろう。独占段階以前の資本制経済のもとでは、生産的資本と貨幣貸付資本の貨幣貸借関係は、前者が必要な借入金を申しこむことから始まる。その場合に、貨幣貸付資本が貸付金額という点で問題とするのは、この生産的資本が必要とする資金需要の質的・量的内容である。具体的には、この資金需要の質的内容が、一時的な繋ぎ資金（生産継続のために必要な資金）か、設備拡充や新製品開発のための新規投資であるか、その内容との関連での貸付金額の大きさが適切であるかどうか、そうした点についての見極めが重要となる。つまり、ここで貨幣貸付資本が貸し付ける金額の大きさに関する論理が、資金需要の質的内容によって二つに分かれる。そして、それが貨幣貸付資本の貸付に関する経営技術を媒介することによって、現実のものとなる。

その第一は、生産的資本が必要とする資金需要の内容が、一時的な繋ぎ資金の場合である。この場合には、さらに詳しく、その具体的な内容が問われることになる。つまり、生産的資本が必要とする資金が、機械器具類や原料の支払いであるか、それとも賃金の支払いのためであるかという区別である。前者の場合には、その内容、すなわち、その借入予定資金が、生産的資本が前借りした、その後払として使われるのか、それとも、循環的操業のための一時的な資材調達のために使われるのかという区別して考慮することが必要である。つまり、貨幣貸付資本は、貸し付け相手の経営状況を具体的に把握し、その返済可能性を考慮しながら貸付金額の大きさを決定することになる。

生産的資本が循環的運動の中で、機械器具類や原料を調達するのに必要となる資金需要は、その経営不振か積立準備金の不足によるものである。したがって、貨幣貸付資本が貸付金額を決定する場合には、その原因を具体的に把握することが必要となる。とくに、後払い資金の不足という場合には、明らかに営業不振によるもので、それが一時的なものか、あるいは構造的（慢性的な経営不振による）なものかという判断が、貸付金額の大きさに係わってくる。

貸付金額の用途が、賃金支払いの場合には特に問題となる。本来、労働力の価格である賃金は事前に、ないし定期的に支払われるべき性格のものである。なぜなら、賃金は生活必需品の購入にとって、つまり労働力の再生産にとって日常的に不可欠なものだからである。したがって、生産的資本の貨幣需要が賃金支払いのためだとすれば、これは、明らかに営業不振による資金不足ということになる。そこで、この営業不振の原因が、生産的資本の直接的な生産過程（生産する商品そのものも含めて）に欠陥があるのか、それとも下請企業あるいは販売先の商業資本の経営不振に遠因があるのか、あるいは自然的条件の変化などといった、全く偶発的なものかという原因の解明が必要である。その何れかによって、貨幣貸付資本による貸付金額も異なってくる。

いずれにせよ、生産的資本が一時的に繋ぎ資金を必要とする場合には、それが売上高の減少、あるいは偶発的な一時的なものであるかによって、貨幣貸付資本はその貸付金額の大きさを決めることになる。判りやすく言えば、貸付相手の生産的資本が経営不振の場合には、利子はもとよ

り、貸付元金の回収が不可能になる場合が想定されるので、貨幣貸付資本は、貸付金額を、生産的資本が要望する金額よりも少なくするか、場合によっては貸付そのものを拒絶する。要するに、貸付金額の大きさは借り手の返済能力が大きく影響する。

だが、ここには矛盾がある。貨幣貸付資本は貨幣を貸し付けなければ利子を、したがって利潤を取得することはできない。しかも、貨幣貸付資本の蓄積という視点からみれば、貸付貨幣量(金額と貸付期間)が多ければ、そして元利の支払いに何事もなければ、それだけ多くの利子が入ってくる。場合によっては超過利潤を取得することもできる。したがって、貸付相手の経営状況が不振の場合であっても、つまり元利の回収が不安定な場合でも、貨幣貸付資本は生産的資本に対して、信用限度の範囲内か、それよりも少ない程度で貨幣を貸付けざるをえない。時としては、そうした元利の返済が現実視できない場合でも、信用限度を超えて貸さなくてはならない場合もある。貸したくはないが、貸さざるをえない。これは貨幣貸付資本にとっての苦渋である。ここに回収不能な不良債権が生ずる可能性がある。

逆に、生産的資本の立場からすれば、営業が困難で、平均利潤はおろか、貸付利子さえ取得する見通しが無い場合でも、あるいは手持ち資金が潤沢で、資金を賃借する必要がない場合でも、あえて、貨幣貸付資本より借受しなければならない場合もある。それは「いざという時」に備えて、貨幣貸付資本との経済的関係を持続的に保持しておく必要があるからである。生産的資本からみれば、これは苦痛である。借りたくはないが、借りなければならないという経済関係にあるからである。このような場合には、それは預金として逆流する可能性が強い。

こうした苦渋や苦痛は、貨幣貸付資本が資本蓄積のうえで取り結ぶ経済関係の基底にある資本制の生産様式の経済的諸矛盾に起因する矛盾である。そして、この矛盾は、貨幣貸付資本が超過利潤取得するために貸付金額を大きくしようとすればするほど大きくなる。

次に、生産的資本からの貨幣需要の内容が、設備拡充や新製品の開発である場合について検討する。このような場合には、貨幣貸付資本は、生産的資本が製品市場で占める比重(市場占拠率)および設備投資や新製品開発によって得られる利潤率、すなわち予想利潤率(期待利潤率)⁶⁾の妥当性について検討することになる。

もしも、生産的資本が設備投資や新規製品の開発によって、相応の利潤、さらには超過利潤を確実に取得できると判断した場合には、つまり予想利潤率(期待利潤率)が高い場合には、貨幣貸付資本は一般利子率で、場合によっては一般利子率よりも低い利子率、例えば、算式の5%以下の4%でも、生産的資本が要望する金額を貸し付けるであろう。それどころか、貨幣貸付資本は超過利潤を求めするために、より多くの金額を貸し付けることもある。

つまり、貨幣貸付資本は、貸付金額を大きくすることによって、貸付利子率の低さをカバーし、利潤量の増大を図り、結果として超過利潤を取得しようとするのである。

ただし、ここでも他の貨幣貸付資本との競争関係によって、この貸付利子率が、いっそう低く抑えられ、一般利潤率まで低下する傾向にある。つまり、貸付利子を低くすることによって貨幣貸付量を多くして、超過利潤を得ようとすれば、貸付利子率はますます低くせざるをえなくなり、逆に、その利子率の低さが、貨幣貸付資本をして、超過利潤を取得することを阻害する要因へと転化するのである。これもまた私的所有を基底とする資本制経済がもつ矛盾のあらわれである。

もしも、貨幣貸付資本が、生産的資本が貸与した貨幣で設備拡充や新製品開発をしても、商品

価値の実現が困難であり、したがって、その実現利潤率は低く、平均利潤を取得することが危惧される場合、つまり予想利潤率が低い場合には、貨幣貸付資本は、貸付金額を、生産的資本が要望する金額よりも少なくするか、場合によっては貸付を拒絶することもある。これは前にも述べたとおりである。

いずれの場合にも、貨幣貸付資本としては、貸付相手である生産的資本が求める金額の用途を詳細に知ることが必要であり、そのためには、独占段階でなくても、貸付相手の会計帳簿を閲覧したり、役員を派遣するといった業務が必要となる。

ちなみに、レーニンは「彼ら（巨大銀行—杉野）は一銀行取引関係を通じ、当座勘定その他の金融業務を通じて——、はじめは個々の資本家の事業の状態を正確に知ることができるようになり、…」と述べている。これは巨大銀行が中小資本を系列化し、資本を集中していく「手段」として、貸出相手に関する情報収集について記したものである。だが、そうした資本集中の手段としてではなくても、貨幣貸付資本の運動としては、その日常的な業務として貸付相手の経営状況を正確に把握しておくことが必要なのである。

要するに、貸付相手（ここでは生産的資本）の経営状況、貸付貨幣の用途内容を的確に把握することによって、貨幣貸付資本は貸付金額を決め、しかも生産的資本の蓄積運動との関連で超過利潤が見込める場合には、いっそう多くの金額を貸し付けることになる。もっとも、貸付金額が多くなれば、それだけ元利未回収の危険度は高まる。かくして、貸付金額の大きさについては、貨幣貸付資本の生産的資本に対する「信用限度」（この場合には貸付許容度）が問題となる。

貨幣貸付資本による貸し付け相手（ここでは生産的資本）への貸付金額（信用供与）は、信用限度の枠内に留めるのが通常である。そして、この「信用限度」の枠内という貸付制限システムは、資本回収の危険性を回避するために必要な設定である。だが、逆に、両者の歴史的な経済関係という特殊事情（資本間の協力関係など）や変転してやまない景気循環（とくに好景気）の中では、この硬直的な貸付制限システムが、貨幣貸付資本の資本蓄積運動、とりわけ超過利潤を取得するためには桎梏となることがある。

その桎梏を緩和するための対応としては、貨幣貸付資本は、本社と支所（支店）との事務的連絡体制の強化をはじめ、各支所（支店）ごとに信用限度を超えて自由に貸付できる枠組み、さらには、その責任の所在を明確にして、支所長（支店長）の権限（決裁権）として自由に貸付できるようなシステム（枠組み）を設定する場合がある。さらに言えば、こうした貨幣貸付に関する自由な裁量権のシステムが、放漫融資を生み出し、貨幣貸付資本の経営基盤を脅かすような事態を招くこともありうる。いずれにせよ、こうした貸付制限をこえる自由な貨幣貸付枠の設定や運用については、その貨幣貸付資本の経営技術と経営管理に属する問題であるが、その背後には資本制経済の矛盾が潜んでいるのである。

② 商業資本への貸付金額

次に、貨幣貸付資本による商業資本への貸付金額について検討する。商業資本への貸付金額も、商業資本の蓄積運動と関連させた貨幣需要との関連で展開される。すなわち商業資本が、貨幣貸付資本に対して貨幣需要が生ずるのは、商品の新規仕入れに必要な貨幣、買掛した商品の後払いに必要な貨幣、あるいは施設や賃金等の支払いのための貨幣など、商業資本の運動に際して、一時的に資金不足になった場合である。

ただし、商業資本の借受金額は、これを大まかに言えば、商業資本の活動規模に相応する。したがって、商業資本の場合には、相当規模の商品売買、あるいは設備や土地の購入のための借入金だとしても、生産的資本と比較すれば、その貨幣必要金額は相対的に小規模である。

なお、「資本一般」という論理のもとでは、商業資本もまた平均利潤を取得し、商業資本に対する利率の平準化ということもあって、貨幣貸付資本による商業資本への貸付金額は、生産的資本の場合と同じように展開することになる。しかも、商業資本は、これを社会的にみれば、生産的資本(具体的には製造業資本)に代替して、生産された商品を流通(販売)するのであるから、この方面においては、貨幣貸付資本が商業資本に対する貸付金額は同規模のものとなる。もっとも商業資本間における経営規模の差異と貨幣需要の規模という問題は残る。

さらに、商業資本間の競争によって、個別商業資本は超過利潤を取得することもある。すなわち、貨幣貸付資本からの借受貨幣金が多ければ、多いほど超過利潤を取得する可能性が大きい。ただし、その場合には商品買い占めなどのように、独占的市場支配という問題と関連してくるので、ここでは、その多くを論じえない。ちなみに、商業資本の蓄積構造については、拙稿「商業資本と超過利潤⁸⁾」を参照されたい。

③ 興行資本への貸付金額

引き続き、興行資本への貨幣貸付資本による貸付金額について検討してみよう。

ここで興行資本というのは、映画、演劇、音楽などの上映や演奏をはじめ、各種スポーツやサーカスなどの興行を行い、その入場料を収入によって平均利潤を取得する資本のことである。概して言えば、サービス業の一部である。

これを「サービス業」としなかったのは、次の理由による。すなわち、サービス業の含まれる業種⁹⁾の中には、これを詳しくみると、飲食業や各種修理業などのように一種の加工業(製造業)があり、また医療、教育などについては、資本制経済のもとでは「産業」となっているが、これらは公共的業務として位置づけられるべき性格の特殊な業種である。なお、競輪、競馬、競艇、カジノ、パチンコ(スロットを含む)などは、半ば賭博的性格をもっており、これらは常設興行的性格をもった特殊な「業種」である。

以上に述べた理由で、あえてサービス業とせず、興行資本に限定して、これを検討対象としたのである。しかしながら、この興行資本を摘出して別項目で検討したのには、特別の理由によるものである。

その理由は、この興行資本が、それ自体としては、労働力の投下はあっても、その全てが物質的財貨としての商品を生産し、販売する業種(価値生産的業種)ではないということ、そして、この興行資本が販売するのは、興行内容という特殊な商品であり、その商品の価格(例えば入場料や鑑賞料)は投下労働力の大きさによって直接規定されるのではなく、興行内容に対する社会的評価(顧客による金銭支出)によって決まる性質が強いからである。

この興行資本が提供する商品の価格すなわち、観覧権の価格は、「社会的評価」に加えて、「観覧場所」(座席場所)や「営業場所」などのように、位置の地代が大きく係わっている。この点についても留意しておく必要がある。

かくして、興行資本が生産した特殊商品(観覧権)の販売による収入は、通常の労働力一般利潤率としての生産利潤率の形成には、参加しない。ただし、興行資本は、社会的再生産過程の中

では、特殊商品の消費過程の中で利潤を追求する。つまり、興行資本もまた平均利潤か、それ以上の利潤の取得を目的とする資本なのである。そして、この資本が取得する利潤は、その興行売上から経費（地代や利子も含む）を差し引いたものである。したがって、興行資本が貨幣貸付資本に支払う利子は、生産的資本の利潤（剰余価値の転化形態）の一部ではなく、興行売上の一部であり、その源泉を辿れば、利潤や利子もあるが、主として労働者階級の賃金からの支出なのである。

これまで述べてきたことから推察できるように、興行資本に対する貨幣貸付資本の貸付を特に問題にする理由は、この興行資本による利子の源泉が、生産的資本や商業資本とは異なって、多くの場合、労働者階級からの支出によるものだからである。したがって、貨幣貸付資本と興行資本との経済関係としての利子率は一般的利子率とは相対的に切り離されたものとして存在しているということである。

しかも、この業種は、特殊・個別的なサービスを行う業者であり、それらの業者は種差が大きく、業界を通じて、一般的、平均的な形態で存在する状況ではない。なぜなら、この資本のもとに登場する興行諸施設はもとより、そこに登場する出演者、選手などは、存在形態、雇用形態（年間契約、売上報酬）などといった特殊・個別的な性格が強い。しかも、既に示唆したように観覧権という特殊商品は位置（場所）の地代と深く関連している。したがって、興行資本の特殊な運動では、平均利潤を取得するという「資本一般」の論理がスムーズには貫徹しがたい。

この業種は、興行主（主催者）と興行施設所有者とからなるが、興行権も含めて両者の経済関係は複雑であり、しかも、興行による収入は、労働の生産物に対する対価（価値および剰余価値）としてよりも、興行の人気（客の入り具合）によって左右される観覧権という商品の売上に依存している。それだけに、興行の営業状況は、一時の盛業、そして衰退など、まさに不安定であり、貨幣貸付資本としても、この業種に対する貨幣貸付は不安材料が多い。それにも係わらず、爆発的な人気のある興行については、貨幣貸付資本は超過利潤の取得を目的として、興行施設所有者や興行主に対して、貸付金額を多くすることがある。このように、この業種に対する貨幣貸付は、景気変動とは無関係な賭博的な性格が強く、流行その他の要因によって左右されるという特徴をもっている。

なお、この興行資本に対する貸付金額は、特殊事例を除いて、多くの場合、工業資本や商業資本に対するそれよりも遙に小規模である。しかも、重要なことは、興行資本に対する利子率が、その利子の派生形態と関連して、生産的利潤率としての一般的利潤率とは相対的に乖離している。それだけに、この業種に対する貸付で、超過利潤を取得できるような利子を取得しようとすれば、貸付金額が大きくなり、その貸付内容の不安定性との関連で貸付利子率も市場利子率よりも、時としては高くなる可能性がある。それだけに資本蓄積上の危険度は高く成る。

④ 消費者（主として労働者階級）への貨幣貸付

貨幣貸付資本は、消費者（主として労働者階級）に対しても、貨幣を貸し付ける。労働者階級が支払う利子は、生産的資本のように利潤の一部としてではなく、労働力の対価である賃金収入（労働力の価値分割も含む）から支払われる。つまり社会的再生産の視点からみれば、この利子は、商品の消費過程における個別的で、追加的な支払いである。

したがって、貨幣貸付資本による消費者への貸付金額は、消費者の生活に関連した貨幣需要に対応したものとなる。内容的にみれば、住宅や土地の購入費あるいは高価な耐久消費財の購入費

がその主なものである。ちなみに、育児、教育、結婚、老後、葬儀などの諸費用についての貸付は、金額が相対的に小額で、かつその返済能力や担保設定が困難であり、積立預金制度を利用する方法が取られていることなどから、その件数は少ない。

こうした状況をみても判るように、消費者への貸付金額の大きさは、住宅や土地あるいは高額耐久消費財の価格によって決定される。だが、問題となるのは、その支払い能力である。つまり、貨幣貸付資本が労働者階級に対して貸し付ける貨幣額は、その労働者の収入（賃金）水準や資産額、さらには預金量について十分に配慮されることになる。とくに、住宅や土地の購入資金に対しては、その購入物件が担保とされるのが通常である。

また、相対的に貸付金額が小額な耐久消費財については、収入証明書の提示などによって、この消費者に元利合計での支払能力があると判断した場合に限定される。

(2) 貨幣貸付期間

貸付利率が一定の場合、貨幣貸付量が多くても、その貸付期間が短ければ、その貨幣貸付によって取得できる利子の大きさも限定されたものになる。したがって貨幣貸付資本の蓄積運動としては、貨幣量を一定期間、できれば長期間にわたって、安定的に貸し付けることが望ましいし、また、そうすることが必要である。

貨幣貸付期間は、貸付金額と関連して、貨幣貸付量という範疇を構成する。この貨幣貸付量が大きければ、それだけ利子収入が多くなり、結果として超過利潤を取得する可能性が大きくなる。すでに、貨幣貸付資本による貨幣需要者への貨幣貸付金額について言及してきたので、ここでは貨幣貸付期間について考察する。この場合でも、抽象的な「貨幣需要者」との関連ではなく、社会科学としての経済学としては、貨幣需要者の具体的な構造（階級的諸関係）と関連させながら、論理を展開していくことにする。

なお、貸付期間が長いということは、景気変動とも関連して、それだけ資本元金および利子の回収が不安定になる。私的所有制度に立脚した資本制経済のもとでは、それに内在する基本的諸矛盾¹⁰⁾の発現による資本破壊や資本の減価が不可避的だからである。

貨幣貸付資本は、貨幣需要者の要望と社会経済の動向を踏まえながら、貸付期間の妥当性について検討し、元利回収が確実に見込めるような貸付期間を個別的に設定する。

一般論としては、貨幣貸付資本による貨幣の貸付期間は、運転資金の一時的な不足による貸付の場合と、新規投資資金の不足による貸付の場合とは異なる。

前者は概して短期である。やや具体的に過ぎるが、それは往々にして3ヶ月であり、特別の場合には、1ヶ月や6ヶ月という設定がなされる。これに対して、後者の設備投資資金としての貸付は、1年あるいは3年、場合によっては5年間の分割払いという具合に設定される。これは、新商品の開発期間や工場などの建設期間ないし諸設備の設置期間、さらには減価償却期間との関連で、そのような比較的長期の貸付期間が設定される。

貨幣需要者が労働者階級で、家屋や土地などの不動産を購入資金として貸付を行う場合には、その不動産の社会的耐用年数に対応した貸付期間を、例えば20年といった長期にわたる貸付期間を設定して、分割払いという形式で元利回収を図ることが多い。この場合、貨幣貸付資本にとって重要なことは、インフレによる貸付貨幣の減価という問題があるということである。したがっ

て、インフレを危惧するような状況のもとでは、貨幣貸付資本は、加速度的回収方式を導入することになる。

一般に、長期貸付の場合には、既に述べたように、個別的にまた社会経済的にみて、元金および利子回収の不確実性が大きくなる。したがって、貨幣貸付資本は、貸付額の制限、担保の設定、元金の分割払いなど関連させて期間設定をすることが多い。とくに、元利回収の堅実性という視点から、個別的に貸付利率を低くすることもありうる。

以上、貨幣貸付資本が貨幣需要者に貸付する貨幣の貸付条件の一つである貸付期間に焦点を当てながら、貸付相手との経済関係について論及してきた。ここで大切なことは、この貸付期間が貸付金額と関連して、貸付資本量を構成しているということである。さらに言えば、貸付期間は、これ以降に述べる担保、そして貸付利率と不可分に結びついて実際の貸付条件が形成され、場合によっては超過利潤を取得する可能性があるということである。

確かに、貨幣貸付資本にとって、元利返還が安定的な長期貸付は好ましい。しかしながら資本制経済のもとでは、その「安定的」という経済的保証は恒常的なものではない。したがって、貸付期間が長期にわたる場合、経済関係として問題になるのは、不況期や借受資本（企業）が営業不振になった場合、貨幣貸付資本は、貸付相手に対して、「貸付継続（融資）の打切」「融資残高の早期かつ強制的返済」などを強行することがある。

貨幣貸付資本としては、「貸付金の焦げつき」を懸念するので、貸付相手が経営不振の場合には、このような措置を取らざるをえない。だが、借受資本（企業）としては、風評の悪化に伴って、経営不振が加速し、倒産への危機がいつそう深まる。しかも、それが「突然」の場合には、特にそうである。ここに、貨幣貸付資本が借受企業を「計画的倒産」へと追い込む方法として利用される可能性がある。先取りしていえば、この方法によって、巨大資本による企業支配の道、すなわち独占への道が開かれているのである。

(3) 貸付利率

もし貸付資本量と預金利率が一定とすれば、貨幣貸付資本が、貨幣貸付によって超過利潤を取得する方法としては、貸付利率を高くすることである。より正確には、預金利率との格差を大きくすることである。ただし、そうするには、一般利潤率に規定されている貸付利率と、それが貨幣市場において現実的に現れる市場利率としての貸付利率との関連を無視するわけにはいかない。しかも、その市場利率は景気の動向によって強く左右される。

これまでは、貸付利率を平均的な、あるいは一般的な利率としてきた。だが、現実の社会経済においては、より具体的な利率、すなわち市場における「貨幣」の需給関係によって、市場利率として現象する。つまり、市場利率としての貸付利率は、好況・不況といった景気の動向に強く影響される。したがって、競争論的視点からは、この景気動向との関連で貸付利率について検討する必要がある。

一般に、不況期には貨幣資本に対する需要が大きいため、貸付利率は比較的に高く、好況期では、貨幣資本が潤沢なため、貸付利率は比較的に低い。少なくとも、短期的にみた市場利率はそうである。

だが、長期的にみると、不況期には実現利潤率が低いため、高い利率だと貨幣資本に対する

借入利率は低迷する傾向にある。逆に、好況期には高い実現利潤率が期待できるので、借入利率が高くなる傾向がある。

マルクスは『資本論』第三巻第22章で、「利率の低い状態はたいていは繁栄または特別利潤の時期に対応し、利率の上昇は繁栄とその転換との分かれ目に対応し、また極度の高利にもなる利率の最高限度は恐慌に対応するということであろう¹¹⁾」と述べている。

この文章は、市場利率の短期的な変化を、貨幣資本に対する需要という側面から述べたものであり、その限りでは現実に近い利率の変動を把握したものとなっている。景気循環との関連で生ずる市場利率の変化を表現する用語（経済的範疇）としては、これを「循環的利率」と表現することができる。ただし、これを長期的な視点からみた場合の利率としては、必ずしも妥当するとは限らず、むしろ、体制的利潤率に規定された利率、一般的利率として把握すべきであろう。

景気循環との関連で変動する市場利率を、貨幣貸付資本の蓄積という点からみると、次のようになるであろう。

不況期には、生産的資本にとっては高い実現利潤率を望めないもので、貨幣に対する需要が減退して、市場利率は低くなるだろうし、好況期には、逆に高い実現利潤率が期待できるので、新規投資も含めて、市場利率は高くなる傾向にある。

とくに注意すべきは、不況期には、貸付対象となる生産的資本の経営は極めて不安定であることが多い。一時的な貨幣需要が多くなり、市場貸付利率も高くなるが、これは主として経営不安定な生産的資本からの貨幣需要によるものである。つまり貨幣貸付資本にとっては、貸付リスクが大きく、貸すに貸せない状況にある。だが、貸さないことには利子、したがって利潤を取得することはできない。

しかしながら、貨幣貸付資本が高い利率で貨幣を貸し付けた場合には、それだけ多くの利子を取得できる可能性もある。例えば、貨幣貸付資本が、一般貸付利率5%よりも高い8%や10%という条件で、生産的資本が求めている貨幣量を貸し付ければ、それだけ多くの利子、結果として多くの利潤（超過利潤）を取得できる可能性がある。そして、これは貨幣貸付資本にとっては、資金還流率も含めてギャンブル的貸付となる。

ただし、生産的資本としてみれば、こうした高い利率では、予想（期待）利潤率が低下し、平均利潤を確保するという見通しができなくなる。かくして、生産的資本は、他の貨幣貸付資本と接触し、借受条件の緩和、すなわち借受期間の延長や借受利率の低減を図りながら、必要とする貨幣量を確保する行動をとらざるをえない。

つまり、貨幣貸付資本が個別的にであれ、高い貸付利率を適用し、超過利潤を取得しようとしても、社会的な一般利率の存在がこれを妨げるのである。貨幣貸付資本と生産的資本との関係は、個別的な関係だけに留まらず、その関係の背後にある社会的な規模での貨幣貸付資本相互間の競争関係が展開されるからである。

なお、貸付利率を低くし、かつ利鞘の大きさを確保するには、預金利率を低くするということも考えられる。しかし、預金利率を低くすれば、外部資金（預金）が貨幣貸付資本のもとから逃避する危険性がある。外部資金がなければ、貨幣貸付資本は平均利潤を取得することができなくなる。したがって、預金利率を低くすることは極めて危険である。形式論理的には可能

ではあっても、諸資本の競争を前提とするならば、これを貨幣貸付資本の蓄積方法方式としては論理的に展開することはできない。このような状況が可能となるには、業界における預金利率に関するカルテル（独占）が成立するか、国家権力などの社会的強制による場合である。本稿では、独占や国家権力については捨象しているので、利潤、ひいては超過利潤を取得する方法として、預金利率の引き下げということについては、これ以上に論理を展開するわけにはいかない。

なお、貨幣貸付資本と生産的資本との関係については、念頭におくべきことがある。それは、本稿では捨象している国家資本（特殊金融機関）や外国の貨幣貸付資本も含めた競争関係が展開されるということである。特に、インフレーションの時期には、市場利率は異常なほどに高くなる可能性がある。これらに対する理論的検討は別の機会に譲ることにしたい。

(4) 担保の設定

マルクスは『資本論』第21章の「利子生み資本」を論じ始めた箇所、「担保つきという形態は、商品あるいは手形や株式などの債務証券の前貸を別とすれば、より古い形態である¹²⁾」とし、「担保の設定」については、これを「利子生み資本」の研究対象外としている。だが、本稿では、「担保つき」での貸付を、貨幣貸付の古い形態としてではなく、貨幣貸付資本が超過利潤を取得する一つの、しかも現代的な方法として検討する。

一般に、貨幣貸付資本は、貸付金の返済が危惧される場合には、貸付相手に対して、貸付金額に相当する資産に抵当権を設定する。ここで資産というのは、不動産（土地、社屋、工場、各種の施設など）や当該金融機関における貸付相手の預金額をはじめ、各種の有価証券（自他社株、自他社の社債、国債など）、諸商品、各種の権益（営業権、運行権、興行権など）を含むものである。

こうした抵当権の設定は、貨幣貸付資本にとっては、元利回収の不確実性に対応した危険回避策である。もっとも、生産的資本に対する短期の融資、いわゆる当座貸越などについては、貸付金額が相対的に小さいことや事務手続きの煩雑さということもあって、その都度に抵当権を設定するということはない。

しかしながら、貸付相手が生産的資本であっても、長期貸付で、かつ比較的大きな資本貸付の場合には、必ずといってよいほどに貸付相手が所有する不動産、動産（有価証券等）などに抵当権を設定する、つまり抵当権設定という法的手続きをとるのが通常である。

このように、抵当権を設定する場合には、貸付金額、貸付期間、貸付利率などの状況とも関連する。しかしながら生産的資本にとってみれば、借入先から抵当権を設定されることは、あまり好ましいものではない。それは、これまでの経営状況、すなわち生産的資本の社会的評価（信用）によるものとはいえ、他資本との取引関係にも影響し、社会的信用がさらに低下する原因となる可能性があるからである。

そういう場合には、貨幣借入資本（ここでは生産的資本）は、抵当権を設定しない他の貨幣貸付資本との取引を探ることになる。つまり、この抵当権設定という点でも、他の貨幣貸付資本をも含んだ経済関係が展開されることになる。簡単に言えば、貨幣貸付資本による抵当権の設定についても、貸付利率と同様、他の貨幣貸付資本との「競争」を展開することになるのである。

なお、留意しておねばならないことがある。それは、貸付相手が元利を返済不能になった場合、

貨幣貸付資本はこうした抵当物件を取得することになる。しかも、重要なことは、抵当物件に対する貨幣貸付資本の評価額が異常なまでに低いということである。それは抵当物件の減価、すなわち、それ自体としての減価やインフレといった社会的減価による経済的損失を貨幣貸付資本が回避するためである。

だが見方を変えれば、これは景気循環を媒介とした超過利潤を取得する一つの方法なのである。すなわち、貸付相手が所有する不動産等を抵当として、貨幣を貸し付け、かつ貸付相手が倒産ないし破産した場合、低く見積もった抵当物件を取得し、これを高く売却することができれば、貨幣貸付資本は元利合計よりも高い収入をえることができる。このことは、貨幣貸付資本が担保取得によって、超過利潤を取得できる可能性のあることを示している。不況期における貨幣貸付資本の強蓄積の秘密がここにある。

こうして不況期には、貨幣貸付資本は貸付相手の抵当物件を「安く」取得し、それによって貨幣貸付資本は、貸付相手や関連企業に対する影響力を増し、協力企業化、系列化を推し進め、次第に資本の集中を進めていくのである。それは独占への道である。

貨幣貸付資本は、商業資本、興行資本、さらには一般消費者（主として労働者階級）に対しても、ある一定以上の金額を貸し付ける場合には、担保を要求する場合がある。それは、危機回避策の一環であることは、生産的資本に対する場合と同じである。

なお、貸付金に対する保証としては、個別的に担保物件を抵当にするという以外に、これを社会的に保証するということもある。これについては、そうした貸付金保証を代行する公的機関の設立と制度的業務が必要である。また、貸付金の借受者にとっては、保険金を掛けるという負担がさらに付け加わる。見方を変えれば、これは借受者にとっての追加的利子である。しかも、貨幣貸付資本は、借受者に対して、この社会的貸付金保証機関への加入を強要する。すなわち、保険金の支払を、貸付の成立要件とするのである。

つまり、社会的な貸付金保証制度は、貨幣貸付資本にとっては資金運営の安全化に資する制度ではあっても、借受者にとっては、先述したように「追加的利子」の負担であり、「弱り目に祟り目」として機能することになる。

ただし、公的機関の設立と運営は、国家政策（国家的制度）との関連が強いので、これ以上の論及は控えておく。

以上に述べたことから判るように、貨幣貸付資本による抵当権の設定（担保の確保）は、貨幣貸付資本が超過利潤を取得する直接的な方法ではない。だが、それは危機回避という消極的な意味での、超過利潤を取得する方法である。だが、不況期等の場合には、それが一転し、超過利潤を取得する積極的な方法へと変化する可能性をもつことになる。

第三節 外部資金と超過利潤

貨幣貸付資本は、貸付相手に一定の貸付利率で貸し付け、一定の期間の後に、元利をあわせて、安全に（高い還流率で）、それを回収する。そのことによって貨幣貸付資本は利潤を取得し、それを蓄積していく。これが貨幣貸付資本の基本的な蓄積運動である。

そのためには、まず第一に、貸付可能な自己資本を大きくすることが蓄積運動の基点となる。しかし、貨幣貸付資本は、いくら自己資本を大きくしても、それ自体で貸付資本としての利潤を取得すること、換言すれば「貸付資本への転化」はできない。つまり、貨幣貸付資本は、自己資本を運用し、元金の還流は当然として、貸付利子を取得するだけでは、平均利潤を取得する運動体として、つまり資本として存在することはできない。

貨幣貸付資本が資本として存在するためには、貸付利率と預金利率との差である「利鞘」を稼ぎ、そのことによって、平均利潤を、そして超過利潤を取得する運動を展開しなければならない。つまり、貨幣貸付資本は、一方で、高い貸付利率で資金を貸付ける運動を展開すると同時に、他方では、低い預金利率で外部資金を受け入れ、しかも、その外部資金の量（大きさ）は、「利鞘」を利潤へと転化できる規模まで確保し、それを自己資本と同様に運用することが必要であり、また不可欠なのである。

かくして、貨幣貸付資本は、貨幣貸付だけでなく、低い預金利率でもって外部資金をできるだけ多く獲得し、それをできるだけ安定的な貸付準備金（貸付基金）とする運動が必要である。もとより自己資本それ自体の貸付準備金の蓄積が本来的な運動であるが、それと併せて、できるだけ多くの外部資金の獲得と運用が資本として存立するために必要なのである。

それに加えて、外部資金の恒常的な大きさ、結果としては、一定以上の貸付準備金が確保できた段階では、自己資本率をできるだけ低くすることが必要なのである。この運動があって、貨幣貸付資本は「利鞘」を取得し、これを利潤として蓄積していくことが可能となるのである。

以上、外部資金の獲得が、貨幣貸付資本の蓄積運動にとって、きわめて重要な役割、否、蓄積運動にとって不可欠な一環であることについて述べてきた。ところで、外部資金の獲得について論ずる場合には、あらかじめ次の二つのことを、明確にしておかねばならない。

その一つは「外部資金」の内容がいかなるものであるかという質的規定に関する問題であり、もう一つは、外部資金の運用にあたって、とりわけ超過利潤を取得するためには、自己資本にとって、どれだけの外部資金が必要なかという量的規定の問題である。この二つの問題を避けては、貨幣貸付資本の蓄積運動を論理的に展開することはできない。

以下では、この二つのことについて、いわば貨幣貸付資本の蓄積運動を関係論的に展開するために必要な予備的考察をしておこう。

(1) 外部資金に関する予備的考察

① 外部資金の具体的な内容について

「外部資金」について論究する場合には、あらかじめその具体的な内容について検討し、その概念を明確にしておかねばならない。

本稿で、「外部資金」として念頭においているのは、主として、いわゆる民間（企業および消費者）からの「預金」であり、その中には同業者からの融資も含めている。だが、中央銀行（国立の発券銀行）や国外貨幣貸付資本からの融資などについては、これまで再三述べてきたように、論理展開の枠外におき、これらを捨象している。つまり、「外部資金」とは言っても、その概念は極めて抽象的で、かつ制約的なものであり、民間（企業および消費者）が貨幣貸付資本に預託した貨幣、端的に言えば「預金」である。

では、「預金」とは具体的に何か。それについては、麓健一氏の先駆的な研究があるので、それを紹介しながら説明することにしよう。

麓健一氏は、その著『信用創造理論の研究』の第四章第二節の「預金の本質」の中で、「本来の預金」について、次のように述べている。やや長いが、引用しておこう。

「預金の本質は、本来、貨幣の預託である。……。貨幣の預託ということを中心に詳細に分析すれば、そこからおのずから二つの側面があることが知られよう。すなわちまず第一に、預託される対象に即してみれば、それは銀行が預託を受けてこれを自己の庫中に保管し管理するところの貨幣それ自身である。第二に、預金成立の背後に存在する当事者間の社会関係に即してみれば、預金者は銀行に対して貨幣の保管を委託し、銀行は預金者に対してその返還を約束する。すなわちこれら当事者は、預金取引という契約によって、一定の社会関係を結ぶのである¹³⁾」

この文章自体は、「本来の預金」にかかわる社会関係を説明しているだけで、経済学的にみて、それほど大きな意味をもつものではない。「預金」というものの内容を知るために大切なのは、次の点である。麓健一氏はさらに続ける。

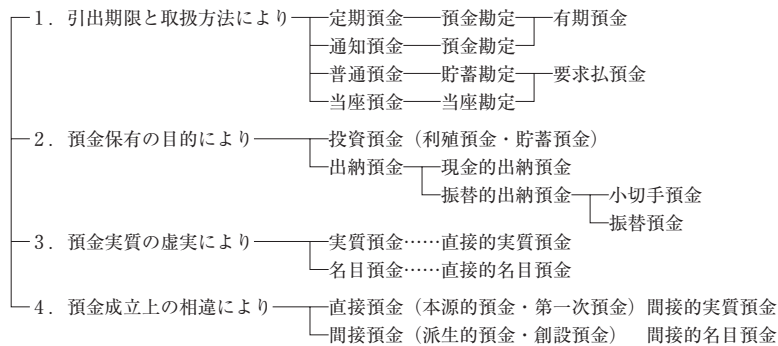
「現代においては、本来の貨幣でなくとも、種々なる貨幣代用物を預託しても、あるいはさらに進んで小切手、手形、公社債利札、配当金受領書、その他貨幣を受領うしる一切の証券を預託することによっても、預金は成立する。あるいはまた、銀行の手形割引、貸付および有価証券投資に際して、信用受領者や有価証券販売者にその手形を直ちに授与することなく、これをかれら個人の預金勘定に『貸方記入する』(gutschreiben) ことによっても、預金は成立する¹⁴⁾」

麓健一氏は、現代的な視点に立脚し、預金者からの貨幣預託だけでなく、貨幣貸付資本のもとに集中してくる諸々の有価証券も、「預金」の中を含めている。そうした視点からみれば、貨幣貸付資本のもとに、一時的に滞留する年金(国民年金、厚生年金、企業年金など)も、この「預金」という部類に含まれることになる。各種の金融機関(日本では郵便局も含む)が、「年金」取扱業者として指定されることを切望するのは、まさに、年金の一時的滞留を「預金」として取り扱うことが出来るからである。

しかしながら、本稿では、民間信用はもとより国家信用などについては検討の対象とはしていないので、直接的には、こうした現金以外の貨幣を「預金」として取り扱ってはいない。ただし、現実には、量的にみても、かかる種類の「預金」が相対的に大きいので、貨幣貸付資本の蓄積運動として展開する「外部資金」の内容としては、かかる種類の「預金」も、念頭には強くある。なぜなら、現代における貨幣貸付資本の蓄積運動については、「信用」をはじめ、国家資金や外国資金などを含めた理論的研究が必要である。いわば、それが「上向」的研究として展開していく基本的な方向だからである。このことだけは忘れずに、付記しておきたい。

さらに、麓健一氏は、「預金」に関する本質について言及したのち、諸氏によって分類された「預金の諸形態」を整理している。本稿が研究対象としている「外部資金」の性格をいっそう鮮明にするため、「預金の諸形態」と対比してみよう。

麓氏が表示した「預金の諸形態」は、次のとおりである。



麓健一「信用創造理論の研究」（東洋経済新報社，昭和32年，133～134ページ）

ここで必要なことは、視点の相違によって、「預金」を多様に分類できるということを確認することであって、諸氏によって分類された多様な「預金」の内容を一つ一つ検討することではない。「預金」の全てが外部資金であり、したがって、預金者は、預金利子を受け取る。だが、その利率、すなわち預金利率は、貸付利率はもとより、一般利潤率よりも低いものである。

したがって、貨幣貸付資本にとってみれば、「預金」としての外部資金は、引出期限としては、比較的長期であることが望ましいし、保有する目的は、まさに「貨幣貸付資本として機能させること」である。預金の実質については、「信用」を捨象しているので、実質預金だけを対象としているし、預金成立の過程については、直接および間接の両方を含んでいるが、貨幣貸付資本による貸付を、預金者の預金として処理する間接預金の場合には、貨幣貸付資本の信用が媒介するので、論理的には本稿での検討対象からは除外すべきだと考える。

なお、「預金」は外部資金であるが、外部資金の全てが「預金」ではない。「外部資金」には、国家資金、外国資金、他業種の資本からの融通資金（融資）、同業者（他の貨幣貸付資本）からの融資などが含まれる。場合によっては、これらも、「預金」とみなすこともできる。だが、本稿では、それらは外部「資金」ではあっても、論理展開の枠組からみた場合には、それを「預金」として研究対象とすることはできない。

さらに、この「預金」との関連で注意しておくべきことは、貨幣貸付資本の原基となる「自己資金（自己資本）」、すなわち貨幣貸付によって利潤を追求する「資本」と、外部資金である「預金」を明確に区別するということである。この区別によって、利子として受け取ったものが、貨幣貸付資本（自己資本）にとっての利潤へ転化するという関係を明らかにすることができるからである。

② 外部資金必要量について

貨幣貸付資本（自己資本）が受け取った利子を利潤へと転化させるためには、一定の外部資金が必要である。つまり貸付準備金としての外部資金量がなければ、平均利潤を、さらには超過利潤を取得できるだけの外部資金を貸付することができないからである。

それでは、自己資本が超過利潤を取得するには、どれだけの外部資金量を貸し付ける必要があるだろうか。

この問題については、拙稿「貨幣貸付資本と超過利潤¹⁵⁾」で示した算式で簡単に示すことができる。これを文章化すれば、自己資本と、一定の貸付利率と預金利率の差によって取得でき

る利子（利潤）との比率が、自己資本の平均利潤率よりも高くなるような貸付量であれば、超過利潤を取得することが可能ということである。

もとより、これは算式を文章化しただけであり、これだけでは、貨幣貸付資本が超過利潤を取得する場合の経済的諸関係について説明したことにはならない。そこで、外部資金の獲得、外部資金の安定的確保、預金利率などをめぐる経済的諸関係について、歴史的事実と論理的整合性によって整理しておこう。次の(2)以下が、それである。

(2) 外部資金の獲得方法

外部資金の獲得に際しては、同じ業種である他の貨幣貸付資本はもとより、その他の金融関連諸資本とのあいだで資金獲得競争が展開される。そうした競争の中では、そう簡単に外部資金を獲得できるわけではない。その競争においては、預金利率が決定的に重要な役割を果たす。だが、ここでは、その預金利率を一定、つまり貨幣貸付資本関連の諸資本も、その預金利率あるいは配当率も一定だとした場合に、預金獲得競争はいかに展開されるかということになる。

以下では、「預金」の種類を(1)でみたように限定し、かつ預金利率を一定とした場合に、貨幣貸付資本が外部資金（預金）をより多く獲得するための諸方法を列挙しておこう。

① 特別顧客（得意先）の確保

貨幣貸付資本にとって、安定的な特別の顧客を確保するという運動は、極めて自然のことであり、特に超過利潤を生むのに必要な外部資金の確保といった経済的運動とは無関係のように展開されている。特に重要なのは、特定の業種、あるいは特定の地域における企業や資産家と強い経済的な繋がりをもつことである。このことによって、1件あたりの預金量を相対的に大きく、かつ安定的な預金を確保することが可能だからである。

したがって、貨幣貸付資本としても、この業務を、取締役や部長、あるいは支店長などの有力者が担当することになる。つまり人的関係の動員である。

問題は、単なる取引関係の安定だけではなく、この取引関係を通じて、貨幣貸付資本が預金者にとっての主力金融取引機関になることである。場合によっては当該企業（預金者）の経営内容を点検したり、役員を派遣する。こうした行為を通じて、貨幣貸付資本は預金者企業に、取引関係にある企業を紹介したり、取引そのものを世話するようになる。こうして、貨幣貸付資本は、預金者（企業）を「協力企業化」あるいは「系列化」とし、特別顧客とすることである。なお、この論理の延長線上に、「独占」への道があるのだが、ここでは、独占化の問題については触れない。

貨幣貸付資本にとって特別顧客の確保という運動は、きわめて通常かつ一般的なものであり、特別の預金利率を適用したり、特別の便宜を図るなどの運動があれば、これはその他の貨幣貸付資本にも普及し、その限りにおいて、この特別な方法による外部資金を一層多く確保するという利点は消滅し、やがて、それは個別貨幣貸付資本にとってだけでなく、業界全体の蓄積運動にとって、桎梏と化すことになりかねない。そうした矛盾はあるものの、貨幣貸付資本としては、この方法を絶えず取らざるをえないのである。

② 雇用者（従業員）の動員

外部資金を預金を獲得する最も簡単な方法は、貨幣貸付資本のもとで働いている従業員を動員

して、預金獲得運動を展開することである。

この場合には、預金獲得特別月間を設定したり、預金獲得金額にノルマ（達成目標）を課すなど、預金獲得競争に従業員をかきたてることが行われる。また、そうした預金獲得運動を行う場合には、外回り区域や業種を重点的に設定することもある。

とりわけ、新入の従業員については、これまでの運動に従事していないので、従業員自身はもとより家族、親戚、縁故者などの新規預金市場を開拓できる可能性が大きい。したがって、従業員の採用にあたっては、なるべく金満家族の一員であることが望まれる。

さらに言えば、地域的な縁故関係や特定の業種に関係のある家族の一員であることも、預金獲得に有利であることから、そうした採用人事を行うこともある。

その反面、これは明らかに人権差別になるのだが、貧困者や犯罪者あるいは母子家庭などの家族は、貨幣貸付資本業の従業員としては不適切として、人事不採用という方針が適用されることもありうる¹⁶⁾。

もっとも、預金を獲得するための従業員の動員という方法は、個別の貨幣貸付資本だけではなく、証券会社、保険会社なども含めて、社会的に幅広く行われている。そこでの特別の運動強化がなされたとしても、それは他の関連業種でも普及し、特殊個別的に預金を多く獲得できるという状況ではなくなる。つまり、この方法では、預金獲得の特別の増進は一時的なものに留まるといふ限界をもっている。

さらに、この方法では、確保できる資金量も限られているし、しかも従業員にとっては「外回り」（外勤）に伴う労働強化やこれに対する特別手当（超過勤務手当）などといった経費も必要になってくる。

つまり、貨幣貸付資本が外部資金を確保するために、雇用者（従業員）を動員するという方法は、一時的には可能であっても、やがてその効果はなくなってしまふ。場合によっては、それが貨幣貸付資本の蓄積にとって極枯になることもある。

③ 貸付金の預金化

貨幣貸付資本は貸付相手に対して貨幣を貸し付けるのだが、その貸付貨幣を外部資金として再び貸付資本家に預金させることがある。これも、貨幣貸付資本が預金（外部資金）を確保する方法の一つである。これは(-)で紹介した麓氏の分類では、「間接預金」に相当するものである。なお、この場合の条件としては、貸付相手が貸付金の直ちに運用しないか、運用するにしても、その全てではないかの何れかの場合である。こうした状況について、高木暢哉氏は「預金銀行」という項目の中で、次のように述べている。

「市中銀行が公衆に貸出す場合、公衆は通常借金を銀行の当座勘定において、これを現実の支出に用いる。いいかえれば預金設定の形で貸出される場合が少なくない。そうした貸付取引の結果として預金が増大し、さらに貸付資本が形成されうることになる¹⁷⁾」

さらに、貸付相手が貸付金の全てを運用したとしても、その貸付金の運用先（支払先）が貨幣貸付資本の得意先である場合には、その得意先への入金を自らの口座へ預金させることなどである。

この点では、貸付相手の取引関係に、貨幣貸付資本が関与、紹介するという①の方法と関連したものが現れることが多い。

④ 景品贈与

貨幣貸付資本が預金(外部資金)をより多く確保するために、預金者に対して、景品を贈与する場合がある。もとより、その景品は高価なものではなく、一般的に日用品である場合が多い。例えば、家庭用品(布巾、テープ、ちり紙など)や文具(ボールペン、消しゴム、ノートなど)、玩具(車両をはじめ各種のミニチュア、フィギュアなど)等々がそれである。

この景品贈与という方法は、②の場合にも採用されることがあるが、その多くは貨幣貸付資本の窓口業務としてなされる場合が多い。もっとも、これを日常的に行うのではなく、貨幣貸付資本の創立記念日とか、新しい施設の完成記念などと関連させながら行うのが通常である。もっとも、一定の金額以上の預金をした場合には、それに対応した景品贈与がなされることが多い。

もっとも、この方法は顧客の確保というよりも、預金の安定化につながる方法である。そして、この景品を高価なものにしたり、恒常的なものにするのは、それだけ貨幣貸付資本にとって、負担となる経費である。したがって、景品を贈与して預金を集めるという方法は、逆にそれが負担となるという矛盾した関係がここにはある。

⑤ その他の方法(その1)

貨幣貸付資本の運動に際して、時としては、貸付準備金が不足する場合がある。その場合には、他の貨幣貸付資本(同業者)より借入する場合がある。とりわけ協力関係にある企業(貨幣貸付資本)や民間の銀行協会などからの資金調達である。

この場合にも、貨幣貸付資本は、借入先に借入利子を支払う。もっとも、この場合には、その借入利子は貸付利子よりも低いのが通常である。したがって、預金利率を一定と仮定して論理展開をしている本稿にとっては、「その他の方法」による外部資金の調達として理解する。

⑥ その他の方法(その2)

貨幣貸付資本が多くの貸付準備金を必要とする場合、とりわけそれが急を要する場合には、中央銀行より資金を借入することになる。

この点について、高木暢哉氏は「潜在的貸付資本」という項目で、次のように述べている。

「潜在的貸付資本といえ、市中銀行が発券銀行から借り入れうる貨幣のある一定分量も、それに準じてみてゆける。中央銀行の発券余力も、可能性としては貸付資本にほかならぬ¹⁸⁾」

確かに、中央銀行からの資金調達(借入)は、外部資金調達の一つの方法である。ただし、これには、その時々々の公定歩合の問題、さらには国家による金融政策との関連が強く関係してくる。

だが本稿では、国家との関連を捨象しているので、中央銀行から貸出準備金を借入することが、外部資金の調達になるにしても、それを「その他の方法」とした。

なお、高木暢哉氏が「中央銀行の発券余力も、可能性としては貸付資本」とする見解には、納得できない。その理由は、「資本」という以上は平均利潤を取得するという概念的規定があるが、外部資金としての貸付資本(正確には資金)はそうでないからである。繰り返して述べるが、外部資金が受け取るのは、ただ利子(平均利潤率よりも低い)だからである。

(3) 預金期間

貨幣貸付資本として機能する貨幣は、外部資金と自己資本とからなる。資本蓄積運動としては、確保した外部資金(預金)をいかに長期、かつ安定的に確保するかという問題がある。

このことは、貨幣貸付資本にとって、直接的に利潤、さらには超過利潤を取得する蓄積運動ではないが、その運動を安定的に、かつ継続的にしていくのに必要な条件となる。

先に見た麓氏による預金の分類によれば、「引出期限と取扱方法」からみた場合の「有期預金」（定期預金と通知預金）が、「安定的な預金」であり、「要求払預金」（普通預金と当座預金）は、必ずしも安定的な預金とは言えない性格のものである。

それだけに貨幣貸付資本は、外部資金としての預金を、とりわけ長期の定期預金を歓迎するのである。そして、この定期預金の利率は、普通預金や当座預金などよりも相対的に高いのが一般的である。ただし、これは預金の形式的な性格規定であって、実態としては、定期預金であっても、「中途解約」ということが多々あるし、普通預金であっても、比較的長期に亘る場合もある。

ただし、景気循環との関連では、預金の長期化は、貨幣貸付資本にとってはもとより、預金者にとっても問題を惹起することがある。その問題というのは、物価と預金利率との関連で、長期にわたる預金の経済的価値が変化するからである。

預金者にとっては次のような問題がある。いかに預金利率が高くても、長期にわたって物価騰貴が続けば、預金はその経済的価値を急激に減少することになる。それが長期にわたれば、預金は無価値に等しくなる。第二次大戦中の預金が戦時・戦後の物価騰貴（これは単なる物価騰貴ではなく、インフレーション）によって、預金が著しく減価したことは、論理次元は異なるが、判りやすい一つの事例である。

貨幣貸付資本にとっても、同じような問題がある。高い預金利率が長期にわたって続けば、それに対応して貸付利率を高くしなければ、「利鞘」は生じない。もし貸出利率を高くすれば、これは生産的資本の個別実現利潤率よりも高くなる可能性がある。不況期にあっては、これが社会的に一般化し、一般的（実現）利潤率をも上回りかねない。そうなれば、貸付貨幣に対する需要は社会的に減退することになる。

また、預金利率が長期にわたって低ければ、預金者は、貨幣貸付資本からの預金を引き揚げ、株式や社債、あるいは国債などの有価証券の購入へと向かうであろう。預金の逃避である。

このように、預金の長期化は、安定的な貸付準備金という意味では、貨幣貸付資本の蓄積運動にとっては有効であるが、預金利率のいかんによっては、貨幣貸付資本にとっても、また預金者にとっても問題が生じる可能性がある。つまり、預金期間は、預金者の個別的な理由を別とすれば、預金利率と深く関連しているということである。次に、その預金利率の問題について検討しておこう。

(4) 預金利率

預金利率は、外部資金としての預金を大量に獲得する条件であり、また預金を安定的に確保する条件としても大きな役割を果たすものである。したがって、預金利率を高くすれば、それだけ外部資金を大量に、かつ安定的に確保することができる。少なくとも、大量の外部資金を獲得し、それを運用すれば、場合によっては、貨幣貸付資本は超過利潤を取得できる可能性がある。したがって、個別的な貨幣貸付資本が、一般的な預金利率（市場預金利率）よりも高い預金利率を個別的に設定し、安定的な預金を獲得することが、超過利潤を取得するための一つの条件

となる。

だが、個別の貨幣貸付資本が預金獲得のために預金利率を高くすることは、それだけ貸付利率との差を縮めることになる。「利鞘」が小さくなれば、それだけ超過利潤を取得する条件を悪化させることになる。つまり、個別の貨幣貸付資本が預金利率を高くすることによって外部資金を多く集めて、超過利潤を取得するという可能性はあるが、それは同時に「利鞘」を小さくし、超過利潤の取得を困難にするという矛盾が内在している。これが預金利率を高くすることによって超過利潤を取得する方法がもつ難点であり、同時に限界である。

また、預金利率を高くし、超過利潤を取得するという個別的な貨幣貸付資本の運動は、社会的な経済的諸関係のもとでは、別の問題が生じる。それは個別資本の蓄積論理と同一部門における諸資本との競争をめぐる問題である。

この問題を具体的に言えば、預金利率を、競争相手である他の貨幣貸付資本よりも高くすれば、一時的に多くの外部資金を獲得できるけれども、その他の競争相手も同じような預金利率を高く設定することになる。その結果、超過利潤は消滅し、ただ高い預金利率だけが残る。この問題は、生産過程における特別剰余価値の発生と消滅の論理と類似している。

論理展開を先取りすれば、その超過利潤を固定化するには、「独占」という範疇を導入されねばならない。つまり独占的資本制経済とそのもとにおける金融独占の蓄積運動の諸形態がこれに相当することになる。だが、本稿では、「独占」という論理を捨象しているので、貨幣貸付資本が取得する超過利潤は、諸資本の競争の結果すべて一時的なものであり、やがて消滅するという論理を設定しなければならない。

以上、外部資金の確保、預金確保期間、預金利率という点から、貨幣貸付資本が超過利潤を取得しうる方法とその可能性について検討してきた。そのいずれの方法も、個別的な方法、いわば経営技術的なものであり、諸資本間の競争関係によって、それが社会的に普及すれば、その技術的優越性は消滅し、やがては、それが資本蓄積上の桎梏となる可能性がある。

つまり、結果としては、超過利潤を獲得するための方法は、個別的、あるいは一時的には可能ではあっても、いずれも、やがては社会的に消滅するという性格のものであった。少なくとも、「資本一般」という論理的枠内における競争の帰結としては、そうならざるをえないのである。超過利潤を恒常的に取得できるようになるのは、論理としては「独占」の形成、あるいは国家政策の展開という論理が必要なのである。

第四節 諸経費削減と超過利潤

これまでは、貨幣貸付資本が利潤を、そして超過利潤を取得する方法について、貨幣貸付と外部資金の調達という二つの側面から検討してきた。そこで検討した結果、貨幣貸付資本が超過利潤を取得するための諸方法は、諸資本の競争を前提とする以上、それは個別的なものであり、かつ一時的な方法に終わるということであった。それだけではない。

預金利率を低くし、あるいは貸付利率を高くするという諸方法が、貨幣貸付資本にとっては超過利潤を取得する一般的な方法であるが、逆に、預金利率を高くして、外部資金を増大さ

せるという方法や、貸付利率を低くして資金貸付量を多くするという方法で超過利潤を取得するという方法については、景気循環の中では、ややもすれば、貨幣貸付資本の蓄積運動に対して桎梏となる可能性のあることも指摘しておいた。

さらに言えば、貨幣貸付資本が超過利潤を構造的に取得するような方法が固定化し、それが社会的な経済関係として定着することになれば、それは諸資本の競争を通じて形成される単なる超過利潤ではなく独占利潤である。その意味では、「超過利潤」という範疇は、資本一般、それも競争論を踏まえても、それは、個別資本、特殊業種に限られ、しかも一時的な範疇であると理解されねばならない。

貨幣貸付資本の運動の中で形成される超過利潤の取得方法とその性質については、以上のように把握しえる。しかしながら、「超過利潤の取得」という別の視点に立脚すれば、貨幣貸付資本が取得できる超過利潤の方法は他にもある。それは、貨幣貸付資本に限られた方法ではなく、資本一般にも適用できる超過利潤の取得方法である。ただし、それらを具体的に論理展開するのは、本稿の課題ではない。以下では、その幾つかの方法について、簡単に述べるに止めておく。

貨幣貸付資本が超過利潤を取得できるもっとも普遍的な方法は、雇用労働者の賃金を低く抑えることである。例えば、貨幣貸付資本という業種ないし個別企業で働くことを「誇り」とする風潮を利用する方法である。しかしながら、この方法も、一定の限界をこえれば、労働者は生活できず、当該資本（企業）から逃避するであろう。また、賃金を低くする諸方法を適用できるのは、労働組合との協議と承諾が必要であり、そう簡単に適用できる方法ではない。

他の方法としては、貨幣貸付および預金確保に関する情報を、いわば「独占的に」把握することである。情報を的確に把握することによって、貨幣貸付および外部資金の確保を有利に展開する方法である。

また、業務の機械化や企業組織の合理化などによる諸費用の削減、貨幣貸付および預金確保に必要な施設や備品に関する納入価格を低くすることなども、貨幣貸付資本が超過利潤を取得する方法の一つである。

だが、これらの方法も、資本一般という論理的枠組みの中では、そうした超過利潤を取得する方法も、個別的で、一時的なものに止まることは、貨幣貸付資本の蓄積運動に固有な超過利潤を取得する方法と同じである。

あとがき

これまでに刊行してきた三つの論文で、貨幣貸付資本の運動に関する諸理論を展開してきた。第一の論文「貨幣貸付資本と擬制価値」では、「利子」の概念について検討した。そこでは、マルクスの『資本論』を継承しながらも、これを批判的に検討し、利子を「貨幣の一時的な排他的使用権という商品の価格」と規定した。もとより、利子は、労働の生産物ではなく、したがって価値を持たない。だが、それでも利子は、擬制価値をもつ商品であり、したがって価格をもつものである。

第二の論文「貨幣貸付資本と超過利潤(I)」では、貨幣貸付資本がまた、労働の生産物ではない

擬制価値を商品とする貨幣貸付資本は、利子を受け取るという運動形態で、利潤を取得する。その運動の内的メカニズムについては、簡単な算式を用いながら、これを明らかにした。ちなみに、ここでの利潤率は生産利潤率ではなく、実現利潤率である。この点については、ここで追記しておきたい。

第三の論文、すなわち本稿では、貨幣貸付資本がこの実現利潤率を平均利潤率、さらには超過利潤を取得する方法、換言すれば、貨幣貸付という分野における諸資本の競争について論じた。諸資本の競争を前提とする限りにおいて、この分野における諸資本は個別的、一時的には超過利潤を取得できるが、やがてそれは消滅する。それは生産的資本が取得する「特別剰余価値」の場合と類似している。

すでに本文の中でも言及しているが、これら三つの論文では、信用、株式会社、国家政策、国際関係、独占といった問題を捨象している。その限りにおいては、余りにも抽象的な論理展開に留まっている。それにも係わらず、貨幣貸付資本の概念をはじめ、その蓄積運動とそれに関する経済的諸関係を明らかにしたという点では、一定の学術的意義をもつものとする。先学諸氏のご批判をいただければ幸甚である。

注

- 1) 体制的利潤率は、循環的利潤率に対応する範疇である。これらも含めて、利潤率の諸概念については、拙稿「利潤率の諸概念について」(九大『産業労働研究所報』, 1974年)を参照されたい。
- 2) 「貨幣貸付資本と擬制価値」, 『立命館経済学』(第67巻, 第1号, 2018年)における「利子」に関するマルクスおよび諸説に対する批判を参照のこと。
- 3) マルクス『資本論』, 大月書店版第四分冊, 第三部第22章「利潤の分割 利率」459ページ。Dietz版, 前出, 400~401ページ。
- 4) マルクス『資本論』, 大月書店版第四分冊, 第三部第22章「利潤の分割 利率」456ページ。Dietz版, 前出, 399ページ。
- 5) 同上書, 458ページ。Dietz版, 前出, 400ページ。
- 6) 予想利潤率(期待利潤率)という用語は、経済心理学ないし経済行動学の分野で使用されているが、社会科学としての経済学の場合には馴染まない用語である。したがって、拙稿「利潤率の諸概念について」(前出)では検討していない。しかしながら、競争論や超過利潤論を展開する場合には、個別資本の特殊な行動が、社会的総体としても問題となるので、予想利潤率(期待利潤率)という概念も有効ではないかと考える。
- 7) レーニン『帝国主義論』, 副島種典訳, 国民文庫版, 昭和52年, 46ページ。
- 8) 拙稿「商業資本と超過利潤」(『立命館経済学』, 第43巻1号, 2017年)。
- 9) ちなみに、『会社企業名鑑』(49年版, 総理府統計局編)の産業分類では、製造業とおもわれる幾つかの業種がサービス業に含まれている。
- 10) 資本の価値破壊や減価については、拙稿「諸資本の競争と資本破壊」(高木幸二郎編『再生産と産業循環』, ミネルヴァ書房, 1973年)および拙稿「資本価値の破壊に関する若干の問題」(『立命館経済学』, 第22巻3・4号, 1973年)を参照されたい。
- 11) マルクス『資本論』, 大月書店版(1967年版), 第四分冊, 450ページ。『Das Kapital』, Dietz Verlag, 1961年, 394ページ。
- 12) マルクス『資本論』, 大月書店版(1967年版), 第四分冊, 424ページ。『Das Kapital』, Dietz Verlag, 1961年, 373ページ。
- 13) 麓健一『信用創造理論の研究』, 東洋経済新報社, 昭和32年, 113~114ページ。

- 14) 同上書, 114ページ。
- 15) 拙稿「貨幣貸付資本と超過利潤(Ⅰ)」, 『立命館経済学』, 第67巻第2号, 2018年。
- 16) 昭和33年以前の日本では, 一般企業において, とくに金融機関における採用人事では, そのような差別が存在していた。
- 17) 高木暢哉『再生産と信用』, 有斐閣, 昭和32年, 392ページ。
- 18) 同上書, 395ページ。